

平成 27 年度国立研究開発法人農業生物資源研究所調達等合理化計画にかかる自己評価

調達等合理化計画 評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
<p>【 】は評価指標)</p> <p><b>重点的に取り組む分野</b></p> <p>(1) 研究開発等に係る物品及び役務の調達</p> <p>① 特殊で専門的な研究開発機器の調達及び保守等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的な事由を契約審査委員会にて検討し、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。<b>【調達手続きの簡素化と納期の短縮】</b></p> <p>② DNA合成製品の単価契約の対象品目を拡大し、調達手続きの簡素化を図る。<b>【調達手続きの簡素化】</b></p> <p>(2) 一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達</p> <p>① つくば地区の他法人と既に取り組んでいるコピー用紙、トイレットペーパーの一括単価契約について、品目を拡大することを検討し、トータル的な調達手続きに要する時間の短縮(物品調達に係る人件費まで含めたトータルコストを意識した調達)、調達金額の節減を目指す。<b>【調達手続きに要する時間および調達金額の節減】</b></p> <p><b>調達に関するガバナンスの徹底</b></p> <p>(1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約を締結することとなる案件(物品の購入160万円以上、役務100万円以上、工事250万円以上)については、事前に法人内に設置している契約審査委員会において、随意契約によることができる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとし、その結果を理事長に報告する。<b>【競争性のない随意契約に係る契約審査委員会における事前審査実施率:数値目標100%】</b></p>	<p>特殊で専門的な研究開発機器の調達及び保守等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的な事由を契約審査委員会にて検討し、調達事務の合理化及び早期調達を推進することとしていたが、特殊で専門的な研究開発機器の調達については、今年度の調達予定がないことから、随意契約によることの検討は行わなかった。保守等については、2件の契約(ガスクロマトグラフ質量分析装置保守管理業務及び電子顕微鏡保守管理業務)について、随意契約を行うことも検討したが、統合先である農研機構において、平成28年度に契約事務実施規則を改正して、随意契約ができる具体的な事由を明文化する予定であるとの情報を得たため、平成27年度契約については、これまでどおり一般競争入札を行った。</p> <p>研究開発等に係る物品及び役務の調達については、DNA合成製品の単価契約の対象品目・メーカーを拡大し、調達手続きの簡素化及び納期の短縮を図った。従来のDNA合成製品の調達手続きの場合、その都度業者と契約手続きを行う必要があり、また発注依頼から納品までおよそ2週間を要していたが、単価契約としたことにより、年度初めに業者と単価の契約手続きを1度行うことで良くなり、さらに発注後1日~2日で納入できるようになった。</p> <p style="text-align: center;">対 象 品 目 : 平成26年度 8品目(3メーカー) → 平成27年度 14品目(5メーカー)</p> <p>一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達については、既に取り組んでいる健康診断、コピー用紙、トイレットペーパー等に加え、電力需給契約、外国雑誌購読契約について他法人で実施していた共同調達に参加することとなった。電力需給契約については、平成27年度中に平成28年度分の契約手続を行った。この結果、平成28年度からの基本料金単価が平成27年度より大幅に安価になり、本部地区、大わし地区とも基本料金について毎月約160万円(2地区合計で年間3,840万円)の節減が図られた。</p> <p>平成27年度に開催した契約審査委員会で審議した競争性のない随意契約の新規案件全て(12件)について、契約審査委員会で事前審査を行い、その結果(議事概要)を理事長に報告した。</p>	<p>研究用開発機器の調達及び保守等については、随意契約ができる具体例や契約事務実施規則の改正等に関する農研機構の検討結果に基づき、適正に推進していく必要がある。</p> <p>DNA合成製品の単価契約の対象品目・メーカーを拡大したことにより、従来のように、発注の都度業者と契約を行った件数は平成26年度に対して大幅に減少し、調達手続きの簡素化及び納期の短縮が達成できた。</p> <p>一括調達、共同調達の実施により、電力需給契約における基本料金単価の大幅な低減など、調達金額の節減が図られた。</p> <p>新たな競争性のない随意契約に係る契約審査委員会における事前審査実施率については、目標通り100%を達成した。</p>

<p>(2) 一者応札・応募の改善</p> <p>一者応札・応募については、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、その要因に応じた取組を実施するため、入札説明書受領者に対しアンケート等を実施し、引き続き改善を図る。</p> <p>また、仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様であるかの点検、電子メールによる入札説明書等の配布、発注予定情報を速やかにホームページに公表することにより、入札等に参加しやすい環境を整える。<b>【入札等に参加しやすい環境を整備】</b></p> <p>(3) 不適正な経理処理の発生の再発防止のための取組</p> <p>① 不適正な経理処理の再発防止のため、職員を対象としたコンプライアンス研修を実施する。<b>【不適正経理の再発防止のための研修の実施】</b></p> <p>② 研究費の執行（契約、納品・検収等）について、その手続き及び留意する点等が一目でわかるハンドブックを作成し職員に周知する。<b>【ハンドブックの作成】</b></p> <p>③ 委託事業の報告、法人決算作業等のために制限している年度末における調達期間について、不適正経理の未然防止という観点から調達期間の拡大を目指す。<b>【調達期間の拡大の取組】</b></p>	<p>「一者応札・一者応募」となった契約の改善方策について」（平成21年7月9日生物研制定、平成22年7月13日改正）に基づき、入札等に参加しやすい環境整備のため、入札説明書受領者へのアンケート調査の徹底・分析、入札公告期間の確保、競争参加資格の緩和、仕様書の業務内容の詳細化かつ明確化、ホームページのRSS（ホームページの更新情報を新着情報として利用者に通知するための仕組み）による調達情報の提供等に取り組むとともに、希望者にはメールで入札説明書の配布を行った。</p> <p>平成27年度競争入札における一者応札の件数は60件（26年度63件）であった。</p> <p>なお、入札説明書を受領して入札に参加しなかった者を対象とした要因分析のため実施するアンケートの回収率を上げるための取り組みとして、メール及び電話で協力要請をした結果、回収率は58%（219社中127社）（26年度37%（185社中68社））となり前年度と比較して大幅に増加した。</p> <p>不適正な経理処理の発生の再発防止のための取組については、職員を対象としたコンプライアンス研修を平成27年10月に実施し、402名（対象者全員）の参加があった。</p> <p>研究費の執行（契約、納品・検収等）について、その手続き及び留意点等が一目でわかるハンドブックを作成し、職員等に周知するとともに、グループウェアにファイルを格納して常時確認できるようにした。</p> <p>調達期間の拡大については、関係部署と打合せの上、農林水産省受託研究費に係る発注受付期限を前年度より1週間延長した。</p>	<p>平成27年度の一者応札件数は平成26年度より減少した。</p> <p>入札に参加しなかった者のアンケートの回答として多かった「自社の専門分野・得意分野と異なる業務内容であった、又は、業務を確実に履行できるかリスクがあると判断した。」は、一者応札・応募となる要因が必ずしも発注者側に起因するものではないことを示しているが、仕様書の業務内容の詳細化かつ明確化等により、改善を図ることとしたい。</p> <p>不適正な経理処理の発生の再発防止のため、検収物品の写真を撮るなど現物を伴わない検収にならないような仕組みを構築するとともに、検収の徹底状況を確認するため、随時、取引業者、研究職員及び経理担当職員に対して実地検査を実施した。</p>
--	--	--